

令和2年4月12日  
古賀市長 田辺 一城

## 保育所・幼稚園、学童保育所等の臨時休園・休所及び自学・自習教室等の縮小について

新型コロナウイルス感染症対策で、安倍晋三首相が11日、緊急事態宣言を発令している福岡県など7都府県の全ての事業者の皆さんに出勤者を最低7割減らすよう要請したことや、福岡県内における感染の急速な拡大などを受け、本日、古賀市の対策本部を開催し、新たな対応方針を決定しました。

新たな対応方針として、市内の「認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・私立幼稚園・届出保育施設」及び「市内学童保育所」は臨時休園・休所とし、既に臨時休校に伴うセーフティネットとして開設している「自学・自習教室」「小学1年生特別自習教室」については縮小することを決定しました。

ただし、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な保護者の方、ひとり親などで仕事を休むことが困難な場合については、預かり、受け入れ体制を継続することとします。

古賀市としては、4月7日に福岡県が緊急事態宣言の対象地域となったことで、市立小・中学校の臨時休校を5月6日まで延長しました。そのうえで、保育所や幼稚園などにお子さんが通っている保護者の皆さまに極力「家庭保育」へのご協力をお願いし、実際に対応していただいているご家庭もあります。心から感謝を申し上げます。そうした中、首相が11日の政府の対策本部の会議で、「人と人との接触を最低7割、極力8割削減する」状況を生み出すため、全ての事業者への在宅勤務要請の徹底を打ち出しました。古賀市としても、市内においてさらなる拡大が強く懸念され、時間的な猶予はない危機的な状況であるとの認識のもと、社会全体の「行動変容」をさらに促すために対応を強化する段階に入ったと判断しました。

市民の皆さまには、ご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。感染拡大防止を徹底するためには、私たち一人一人の「行動変容」が必要です。

なお、今後も事態は変化していきます。対応方針に変更が生じる可能性は十分ありますので、市の情報発信を注視していただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 記

### 1. 保育所等の臨時休園について

(1) 以下の施設は、原則臨時休園・休所することとします。

- ・認可保育所
- ・認定こども園
- ・地域型保育事業所
- ・私立幼稚園
- ・届出保育施設
- ・学童保育所

ただし、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な保護者の方や、ひとり親などで仕事を休むことが困難な場合等、やむを得ない場合については、預かり体制を維持す

ることとしますので、個別に事前に各保育施設にご連絡ください。

(2) 実施期間は、4月14日(火)から5月6日(水)までとします。

## 2. 自学・自習教室等の受け入れ縮小について

(1) 以下の施設は、受け入れを縮小することとします。

- ・自学・自習教室
- ・小学1年生特別自習教室

本来の趣旨として、臨時休校を受けて、日中どうしても一人で過ごせない子どもの居場所を確保するためのセーフティネットです。医療従事者をはじめ必ず仕事を続けなければならない方や、ひとり親家庭で仕事を休むことが困難な方などやむを得ない事情がある方のみの利用を想定し、開設しています。

緊急事態宣言発令後の急速な感染拡大に伴う社会における休業の広がりや、首相による今回の在宅勤務要請等により、保護者の在宅が可能な場合は、利用が不要なものとして個別に市にご連絡いただけるようお願いいたします。

(2) 実施期間は、4月14日(火)から5月6日(水)までとします。

※ 「自学・自習教室」における配食事業については、従来どおり継続して実施します。

### 【問い合わせ先】

(保育所等の保育施設に関して)

古賀市 保健福祉部 子育て支援課

電話：092-942-1157

(自学・自習教室、小学1年生特別自習教室に関して)

古賀市 教育委員会 学校教育課

電話：092-942-1130

(学童保育所に関して)

古賀市 教育委員会 青少年育成課

電話：092-942-1172

(感染症対策全般に関して)

古賀市 保健福祉部 予防健診課

電話：092-942-1151